

介護職員処遇改善加算による非常勤介護職員の時給への加算手当について

令和 5 年 2 月発信 社会福祉法人楽友会

令和 6 年 4 月更新

特別養護老人ホーム白楽荘に勤務する非常勤介護職員に対し、平成 29 年 4 月から実施していた初期加算及び継続勤務加算と特養勤務加算を令和 3 年 10 月より加えて支給していたが、開始当初に比べ処遇改善が成されました。また近年の最低賃金改定額傾向を考慮し本運用の内容を見直し令和 6 年 4 月 1 日より運用を一部変更するものとする。また別表表記も分かりにくさがあったため書式も一部変更する。

1 初期加算について（現行どおり継続）

- ① 初期加算は、特別養護老人ホーム白楽荘に勤務する非常勤介護職を対象に支給する。
- ② 初期加算の金額は、所持資格により区分し下記別表 1 に定める。
- ③ 初期加算は、基本時給に加算して支給する。
- ④ 初期加算の金額は、入職時及び毎年 4 月 1 日に決定する。年度途中で資格を取得した場合は翌年度に変更する。

2 継続勤務加算について（金額変更、支給期間延長）

- ① 継続勤務加算は、特別養護老人ホーム白楽荘に勤務する非常勤介護職員のうち、以下（ア）から（イ）のすべての条件を満たす職員を対象に支給する。
 - （ア）毎年 4 月 1 日時点で継続勤務年数が 1 年を超える職員。
 - （イ）月間の出勤率が雇用契約の 8 割以上の職員。
- ② 継続勤務加算の継続勤務年数は、毎年 4 月 1 日時点の満年数とし、月数は切り捨てる。なお、特別養護老人ホーム白楽荘以外の勤務年数は、当加算の継続勤務年数の算定から除外する。
- ③ 継続勤務加算の金額は、所持資格および継続勤務年数により区分し下記別表 1 に定める。
- ④ 継続勤務加算は、契約時給に加算して支給する。
- ⑤ 継続勤務加算の金額は、毎年 4 月 1 日に決定する。年度途中で資格を取得した場合は翌年度に変更する。

3 特養勤務加算について（令和 3 年 10 月 1 日より新設）…条件付加

- ① 特別養護老人ホーム白楽荘に勤務する非常勤職員である介護職員のうち、直接介護業務として雇用契約をおこなっている職員を対象に 1 時間あたり 200 円を加算支給する。介護補助業務のみの雇用契約者は対象とならない。
- ② 高年齢及び疾病等、その他の理由により特養の業務従事に支障がある場合この加算は行わないもしくは契約改定時に加算要件から外れる場合もある。

4 時給計算方法

基本時給 + 初期加算 + 継続勤務加算 + 特養勤務加算 = 時給合計

(時給の例) 処遇改善の確認の参考資料とし基礎時給の増加はあくまでモデル

・条 件① 所持資格：介護福祉士、令和6年4月1日入職

(単位：円)

年度	継続勤務 年数	基本時給	初期加算	継続勤務 加算	特養勤務 加算	時給合計
6	0年	1,000	140	0	180	1,320
7	1年	1,000	140	3	180	1,323
12	6年	1,040	140	6	180	1,366

・条 件② 所持資格：介護福祉士

継続勤務年数：令和6年4月1日時点で満11年

(単位：円)

年度	継続勤務 年数	基本時給	初期加算	継続勤務 加算	特養勤務 加算	時給合計
5	10年	1,000	150	20	200	1,370
6	11年	1,010	150	23	200	1,383
11	16年	1,050	150	26	200	1,426

5 移行措置

令和6年3月までの入職者は初期加算及び特養加算についてそれまでと同額を維持する。また既に加算された継続勤務加算の累計額は減ることはない。次の加算額増加年に新しいその増加額のみを加算する。ただし事業所間の時給調整のため、他部署から特別養護老人ホーム白楽荘へ異動してきた非常勤職員に特養加算を支払わない場合がある。

6 資格の認識

介護福祉士かつ介護支援専門員の両方の資格をもつ非常勤介護職員について、以前案内していたとおり別表記載の条件（現にご利用者の施設介護計画（ケアプラン）などの作成をしている場合）で適用することを明確にする。両方の資格を持っていても、ケアプランの作成業務に従事していない場合は、介護福祉士の区分とする。介護支援専門員の区分で加算する場合は、雇用契約書に「ケアプラン作成業務」の明記を必須とする

令和6年4月1日更新

特別養護老人ホーム白楽荘

(単位:円)

加算の種類	継続勤務 年数 (満年数)	処遇改善適用開始日 (満年数)		資格の種類			
				資格無し	ヘルパー2 級 または 初任者研修 修了者	介護福祉士	介護福祉士 かつ 介護支援専 門員※
特養加算① ※	—	—	—	200			
特養加算② ※	—	—	—	180			
初期加算① ※	—	—	—	100	120	150	200
初期加算② ※	—	—	—	90	115	140	180
継続勤務加 算 増加額	1年	2年目	4月1日	3	3	3	3
	6年	7年目	4月1日	3	3	3	3
	11年	12年目	4月1日	3	3	3	3
	16年	17年目	4月1日	3	3	3	3
	21年	22年目	4月1日	3	3	3	3
	26年	27年目	4月1日	3	3	3	3
	31年	32年目	4月1日	3	3	3	3
	36年	37年目	4月1日	3	3	3	3

- ※特養加算①令和6年3月31迄の入職者
- ※特養加算②令和6年4月1日以降の入職者
- ※初期加算①令和6年3月31迄の入職者
- ※初期加算②令和6年4月1日以降の入職者
- ※介護福祉士かつ介護支援専門員の資格を所持し、現にご利用者の施設介護計画(ケアプラン)などの作成を業務でしている場合に適用する。